

公益社団法人花巻市シルバー人材センター弔意に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人花巻市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の役職員、会員及びセンター関係者に対する弔意の基準とする。

(弔意)

第2条 弔意の種別、範囲及び金額等は次表のとおりとし、弔意は理事長名で行う。

種別	範囲	金額	摘要
死亡	役職員（現職）	5000円～10000円	香典のほか弔電 元職は長期就任等センターに貢献のあった者
	役員（元職）		
	関係者		
	会員	—	弔電

(委任)

第3条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は理事会で定める。

附則

この基準は平成25年7月1日から適用する。

この基準は令和2年8月1日から適用する。